

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～26 (略) (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>27 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則 1～26 (略)</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。